

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に入社し、平成〇年〇月にBサービスグループからCグループに異動となり、主として製品の筐体部分の設計業務に従事し、平成〇年〇月から省エネナビ機器の主担当となった。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、不眠、不安、動悸等の症状を自覚し始め、平成〇年〇月〇日D心療内科に受診し「双極性障害」と診断された。

請求人は、サービス残業を含む恒常的な長時間労働に加え、過重な責任の発生や過大な仕事量を与えられたこと、また、達成困難なノルマを課されたことなど、多岐にわたる出来事が原因となって精神障害を発病したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「初回処分」という。）。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決（以下「前々裁決」という。）をした。

(2) その後、請求人は、上記の後続請求として、平成〇年〇月〇日から平成〇年

○月○日までの期間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、初回処分と同様の理由によりこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する裁決（以下「前裁決」という。）をした。

(3) 今般、請求人は、初回請求の後続請求として、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、監督署長は、初回処分と同様の理由によりこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるのであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、前々裁決に続く請求期間が異なる後続請求である。請求人らは、審査官に対し、請求人が使用していたパソコンの作業記録の調査を要望したことから、審査官及び会社は一定の調査を行ったが、平成○年○月○日から同年○月○日までのログ記録については、その存在を確認できなかった。また、本件に関しては、これ以外の新たな資料等は提出されていない。

当審査会は、既に前々裁決及び前裁決において、請求人に発病した精神障害については業務上の事由によるものとは認められないと判断しているところであるが、本件再審査請求に関し請求人らが提出している資料及び主張を精査するに、いずれも前々裁決及び前裁決の判断を左右するものとは認められず、新たな判断を要する点はないものと判断する。

なお、請求人らは、請求人が使用していたパソコンの各種ログの調査を行うよう主張しているが、当審査会としては調査の必要性は認められず、請求人らの主張は採用できない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。